

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書

（宛先）茅ヶ崎市長

申請日	2025	年	12	月	1	日
-----	------	---	----	---	---	---

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、申請者や同居親族の同意を得た上で、施設・事業者提供することがあります。
3. 施設等利用費は、市区町村が定める基準に基づき、認定結果のお知らせを延期する場合があります。
4. 新年度4月利用開始等の場合、申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
5. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
6. 必要書類の提出等により認定区分または認定要件等の変更が確認された場合は、本申請書をもって変更することに同意します。
7. 以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

記入例

申請子ども	フリガナ	ナミノリ シロウ	生年月日	令和4年4月2日		
	氏名	波乗 次郎	個人番号	※※※※※※※※※※※※※※※※		
申請保護者	フリガナ	ナミノリ ハナコ	生年月日	平成2年3月15日		
	氏名	波乗 花子	個人番号	※※※※※※※※※※※※※※※※		
	住所	〒253-8686 茅ヶ崎市 茅ヶ崎市1-1-1 茅ヶ崎市				
	日中の連絡先	優先順位1 → ☐ 父 ☒ 母 ☐ その他 () 優先電話番号 TEL 070-9999-9999				

申請保護者は郵送物や保育料の支払いの際の宛名となります。父母どちらでも構いません。申請子どもと別居している保護者がいる場合は、同居している保護者を申請保護者としてください。

個人番号の記入は必須ではありません。記入する場合は、市に直接ご提出ください。提出の際、マイナンバーカード等で申請保護者の番号確認と本人確認を行いますので、原本を持参またはコピーを添付してください。

同居・同一生計者全員	氏名(申請子ども以外)	続柄	別居	所属先(通園先・就労先等)	生年月日	個人番号(マイナンバー12ケタ)
	フリガナ ナミノリ カズオ	父・母	☒ 別居	△△△△(株) ※単身赴任中	昭和62年3月21日	※※※※※※※※※※※※※※※※
	波乗 和男	きょうだい 祖父・祖母				
	フリガナ ナミノリ ハナコ	父・母	☐ 別居	(株) ●●●●	平成2年3月15日	※※※※※※※※※※※※※※※※
	波乗 花子	きょうだい 祖父・祖母				
	フリガナ ナミノリ ハナコ	父・母	☐ 別居		昭和39年10月20日	※※※※※※※※※※※※※※※※
	波乗 春男	きょうだい 祖父・祖母				
	フリガナ ナミノリ ヨシコ	父・母	☐ 別居		昭和40年6月30日	※※※※※※※※※※※※※※※※
	波乗 良子	きょうだい 祖父・祖母				
フリガナ ナミノリ タロウ	父・母	☐ 別居	茅ヶ崎小学校	平成28年7月31日	※※※※※※※※※※※※※※※※	
波乗 太郎	きょうだい 祖父・祖母					
フリガナ	父・母					※※※※※
フリガナ	きょうだい 祖父・祖母					
フリガナ	父・母					※※※※※
フリガナ	きょうだい 祖父・祖母					
別居している同一生計世帯員の住所地		〒385-8512 長野 都・道 長野 市・区 大字鶴賀緑町1613番地				

● 同居の場合は、住民票上世帯分離しているかどうかに関わらず、同一世帯とみなします。
● 住民票が別であっても同居している場合は、同一世帯とみなします。
● 同居していない場合でも、単身赴任等で生計を共にしている場合は、同一世帯とみなします。
● 内縁関係・パートナーの方と同居している場合、同一世帯とみなします。

利用施設・サービス名 ※新2号・新3号申請の場合は、該当の事業にチェックをしてください	☒ 預かり保育 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ ファミリー・サポート・センター	利用施設名 預かり保育 認可外保育施設	湘南ちがさき幼稚園
施設利用開始日 ※上記施設への入園日	令和8年4月1日	認定開始希望日	令和8年4月6日
認定種別	☐ (新1号) 申請児童は、満3歳に達している ※私学助成幼稚園の方で保護者のいずれかに「保育の必要性」がない場合 ☒ (新2号) 申請児童は、認定希望日の年度内の4月1日時点で満3歳に達している ※裏面の記入及び添付書類が必要です ☐ (新3号) 申請児童は、認定希望日の年度内の4月1日時点で満3歳に達していない、かつ市民税非課税世帯 ※裏面の記入及び添付書類が必要です		

新2号及び新3号申請

保育を必要とする自由に応じて記入して下さい。該当する必要書類も本申請書に添付してください。

保育の必要性	父	母	保護者の状況	必要書類と注意事項
就労 勤務形態・場所を問わず、月64時間以上の就労	☐	☒	・雇用されている方 ・内定状態の方 ・育児休業中であり	該当箇所にチェックを入れ 父母それぞれの必要書類をご提出ください。 の認定となります。 就労開始日（復職日） 以降の証明日の就労証明書（復職の場合は復職済証明書も可）を追加提出してください。
	☒	☐	・父母自身または祖父母が代表者である法人に雇用されている方 ・自営業主の方 ・自営業専	●「③就労証明書」 ※証明日が令和7年8月1日以降のもの ●「自営を証明する書類」 【注意事項】
求職活動	☐	☐	・求職活動 ・起業（開	
就学 職業訓練の受講	☐	☐	・就学して（保育所	2点
介護・看護	☐	☐	・同居している親族の介護や看護等をしている方	●「⑥介護・看護に関する調書」 ●「⑧診断書」（証明日が令和7年8月1日以降のもの）または「介護・看護を受ける方の障害者手帳や介護保険被保険者証の写し」
保護者の 疾病・障がい	☐	☐	・保護者に疾病や障がいがある方	●「⑦疾病・障がいに関する調書」 ●「⑧診断書」（証明日が令和7年8月1日以降のもの）または「障害者手帳等の写し」
妊娠・出産		☐	・妊娠・出産予定がある方（産前・産後期間）	●「⑨－2出産予定連絡票（施設等利用給付認定用）」 【注意事項】 ・認定期間は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日を含む月の初日から出産日の8週間後の翌日を含む月の末日までとなります。
災害復旧	☐	☐	・災害の復旧にあたっている方	り災証明書
その他	☐	☐	・DV・虐待等により、市が保育の必要性を認める場合	保育課へご相談ください

新1号を申請する場合は、裏面の記入は不要です。

⑨学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。

職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは、又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練

ひとり親世帯に該当する方はこちらにチェックを入れ、必要書類をご提出ください。

【ひとり親世帯（父子・母子）の方、それに準ずる方】

※下記のいずれかの必要書類が揃っていない場合は、ひとり親世帯（準ずる）として認定できません

該当に☑	現在の状況	必要書類
☐	(1) 公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合（離婚・死別・未婚）	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等の写し1点
☐	(2) 離婚調停中（婚姻費用分担調停は除く）、協議離婚予定の場合	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●離婚調停中であるとわかる書類、弁護士発行の書類、公正証書等の写し1点
☐	(3) 配偶者が行方不明・生死不明	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●警察署長発行の行方不明者届受理証明書等の写し1点

3歳クラス未満の方(満3歳児クラス(※)含む)で
市民税非課税世帯に該当する方は
こちらの枠内をご記入ください。
※3歳になった日から3歳になって最初の3月31日までの幼稚園児のクラス

新2号・新3号認定の
申請に必要な書類は
こちらからダウンロード
できます。



新3号申請は以下も記入

【申請児童が、認定希望日の年度内の4月1日時点で満3歳に達していない、かつ市民税非課税世帯の方】

第3号申請	☐ 1月1日時点での住民登録地が市外の場合は、住民登録があった市区町村で発行される市区町村民税の所得割額がわかる証明書（課税証明書等）の提出を求める場合があります。
1月1日時点の 住民登録地	令和7年1月1日時点 父： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他（ 母： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他（ 令和8年1月1日時点 父： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他（ 母： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他（